

(仮称) 太田市運動公園市民体育館建設事業
設計・施工一括プロポーザル実施に係る手続き開始の公告について

次に掲げる案件のプロポーザル（提案書）の提出に関して次のとおり公告とする。

令和2年4月6日

太田市長 清水 聖義

1. 事業概要

- (1) 事業名称 (仮称) 太田市運動公園市民体育館建設事業
- (2) 事業内容 ①事業に係るすべての基本設計及び実施設計
②事業に係るすべての工事及び工事監理
- (3) 事業期間 令和6年3月31日まで（既存体育館の解体工事及び周辺整備まで含む）
設計期間 令和3年3月末日まで（各種申請手続き完了まで含む）
建設期間 令和5年5月末日まで

2. 事業の目的

太田市運動公園市民体育館は、昭和56年5月に東毛地区随一の規模を誇る屋内スポーツ施設として整備され、以来、各種スポーツ団体が主催する競技大会などに利用され、多くの市民に親しまれてきた。

しかしながら、竣工以来39年が経過しており、老朽化に伴う雨漏りや設備配管等の不具合が発生するなど施設運用上支障がある状況である。また、昨年10月12日の令和元年東日本台風（台風19号）では、代替避難所として活用されたが、雨漏り等により避難所対応に課題を残した。

こうしたことから、市民体育館の建替えを実施し、避難所拠点として備蓄品等を充実させることで、近年増加する大規模災害にも対応できる施設として安全で安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、さらには、スポーツを通じた経済活性化や地域活性化を実現する基盤として市域に効果を発現させ、市民にとって愛着のある地域のシンボルになる施設を目指す。

3. 敷地の概要

(1) 案内図



- (2) 地名地番 太田市飯塚町1059番1 地内
- (3) 敷地面積 約15.8ha
- (4) 建ぺい率 2% (太田市公園条例第1条の6)、10% (同条例第1条の7第1項) 及び60% (建築基準法第53条、角地指定10%加算あり)
※今回の事業に併せ、太田市公園条例第1条の7においては20%に改正する議案を議会に上程する予定
- (5) 容積率 200% (建築基準法第52条)
- (6) 上下水道 上水道供用区域、公共下水道処理区域 (分流)

4. 現施設の状況

既存市民体育館諸元

- ①昭和56年5月竣工
- ②鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 2階建
建築面積：4,398.49㎡
延床面積：6,005.40㎡
アリーナ面積：2,214.77㎡
(バスケットボール3面、テニス3面、バレーボール4面、バドミントン12面)
観覧席：1,987人 (常設1,132人 ロールバック855人)

5. (仮称) 市民体育館建設計画概要

- (1) 建設場所
太田市運動公園サブグラウンド (別紙参考図のとおり)
- (2) 構造・階数
建築面積、延床面積、構造、階数については関連法規に準拠することとする。
- (3) 事業費 (予定額)
5,400,000千円【税込】
(事業費内訳)
 - ・令和2年度
 - ①設計業務委託費 : 300,000千円【税込】
(影響部分の既存解体工事及び本体工事の設計業務で、地質調査及び測量業務を含む)
 - ・令和3年度～令和5年度 : 5,100,000千円【税込】
 - ②工事監理業務委託費 (影響部分の既存解体工事及び本体工事の工事監理業務)
 - ③工事請負費 (影響部分の既存解体工事及び本体工事)

※既存体育館の解体工事及び周辺整備の事業費は含まれていない。
- (4) 基本方針
 - ①市民スポーツを推進する施設整備
 - ・市民のスポーツ利用の利便性を高め、健康づくりやスポーツイベントなど、多くの市民が生涯にわたって豊かなスポーツ活動、健康づくりを「する」場を提供できる施設とする。
 - ②安全・安心なまちづくりに資する施設整備
 - ・避難所拠点として、大規模災害時の避難や避難所の支援に対応できる施設とするとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、全ての人が利用しやすい施設とする。
 - ③交流人口拡大の拠点となる施設整備
 - ・B1リーグの施設基準 (規約・規定) を満たすなどプロスポーツ興行や各種スポーツ大会の利用を想定した快適で使いやすい施設とし、大規模なイベント利用も視野に入れた、多くの人が訪れることにより市内経済への貢献が可能となる施設とする。
 - ④ランニングコストを考慮した施設整備
 - ・維持管理費や更新費用を将来世代に積み残さないため、省エネルギー性や維持保全性が高い施設とする。

(5) 整備計画条件

(仮称) 市民体育館の配置については、影響するサブグラウンドの既存施設を解体するとともに、運動公園全体の動線計画や仮設計画も考慮すること。

本事業において、運動公園内の他施設（野球場、陸上競技場、サッカー・ラグビー場等）に影響があるインフラ（電気、給排水）及びインターホン、火災報知設備等については本事業内で対応するものとする。

B1リーグの早期利用開始を図るための完成を目指すこととする。

【必要諸室】

上記、基本方針を満足するような施設の建設を目指すため、以下に示す諸室を基本とし、延床面積 10,000 m²～11,000 m²程度を想定する。

①メインアリーナ

主にスポーツ競技大会をはじめ、各種イベントの会場として使用されるほか、一般利用に開放する。また、熱中症対策など利用者の安全に考慮し、バドミントンなどの競技の実施にも配慮した空調設備を設置する。各種スポーツ大会やイベントなどに対応することを前提に、照明設備や音響効果、外部からの搬入路などにも配慮することとし、広さはバスケットボールコート3面の設置が可能な面積（2,200 m²以上）を基本とし、各種スポーツ大会やイベント興行が開催可能な面積とすること。

②観客席

メインアリーナの観客席は、5,000席以上（固定席2,500席程度、可動席・仮設席2,500席程度）とすること。

③サブアリーナ

一般利用をはじめ、大規模な大会開催時の第2会場やウォーミングアップ会場として使用し、広さはバスケットボールコート1面の設置が可能な面積（750 m²以上）を基本とする。メインアリーナ同様に空調設備を設置すること。

④トレーニングルーム

ストレッチ運動を行うスペースを確保するとともに、広くニーズに応えるトレーニング機器を設置できるトレーニングルームを配置すること。

⑤審判室・放送室

プロスポーツ興行や大規模な競技スポーツ大会等で使用する審判控室を設置すること。放送室はアリーナに面して、アリーナ内の様子が見渡せるように配置する。メディア室や音響室などについても、利用を想定し検討すること。

⑥ロッカー・シャワー・トイレ

施設の利用者数を想定し、ロッカー、シャワー、観客用・競技者用トイレを設置する。なお、イベントやB1リーグ等のプロスポーツ興行時には、観客動線と大会関係者が利用するロッカー、シャワー、トイレの動線が区分される配置とすること。なお、災害避難時を想定し、トイレ（特に女性用）やシャワールームについては十分な数を確保すること。

⑦物販・飲食スペース

施設利用者がスポーツ関連商品などを購入できる場所を設けること。スポーツ関連に加えて、太田市の産品や軽食等の販売や情報提供ができるコーナーの設置についても検討する。施設内において、施設利用者が休憩や飲食に利用できる場所を設けること。

⑧事務室・医務室

事務室（200～300 m²）や医務室など管理・運営に必要となる諸室を機能的に配置すること。医務室については、災害時の救護に対応できる施設・設備の充実化を図る。

⑨多目的室（会議室・備蓄品庫等）

各種会議や研修会等に使用するほか、大会開催時の大会役員室や選手控室、卓球やダンスの練習室、ヨガやエアロビクスなど種目を限定せず多目的に可動間仕切りなどで柔軟に活用できるスペースを確保すること。また、毛布や食料、飲料水等を備蓄するための災害備蓄スペースを確保すること。

⑩共用スペース（エントランスホール・コンコース・ラウンジ等）

大人数での利用に支障のない十分な広さを確保し、休憩・交流のためのスペースと併せて、大規模イベント等開催時の飲食提供や物品販売を想定した臨時スペースを確保できる空間とすること。

⑪器具庫・大型搬入路

メインアリーナおよびサブアリーナに近接して配置し、十分な面積を確保すること。また、メインアリーナへの直接搬入が可能となるよう、大型搬入路の設置についても検討すること。

6. 参加資格等

本プロポーザルに参加する者は、別途資料「(仮称)太田市運動公園市民体育館建設事業設計・施工一括プロポーザル参加表明書作成要領」に示すそれぞれの各号を満たすものとする。

7. 日程

● 手続き開始の公告

- (1) 公告日 令和2年4月6日(月)
- (2) 公告方法 太田市ホームページに掲載

● 参加表明書質疑受付

- (1) 質問日時 令和2年4月13日(月) 16時00分まで
- (2) 提出場所 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課宛 電子メールによる
電子メールアドレス 017850@mx.city.ota.gunma.jp
- (3) 様式 質問書は様式9とする。
- (4) 回答日時 令和2年4月16日(木) 16時00分予定
- (5) 回答方法 電子メールにて各参加表明者に質疑回答書を送信する。

● 参加表明書提出期限

- (1) 日時 **持込みの場合：令和2年4月30日(木) 16時00分まで**
郵送等の場合：令和2年4月30日(木)の消印や受付日は有効とする
- (2) 提出場所 太田市運動公園市民体育館事務局(スポーツ施設管理課)
- (3) 提出書類 「(仮称)太田市運動公園市民体育館建設事業設計・施工一括プロポーザル参加表明書作成要領」による
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 認定通知 令和2年5月7日(木) 16時00分予定
- (6) 通知方法 電子メールにて各提案者に通知する。

※認定通知後、提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式10)を提出する。なお、提出を辞退した者は、これを理由として今後不利益な扱いを受けることはない。

● 技術提案作成要領公表

- (1) 日時 令和2年4月23日(木) 16時00分
- (2) 公表場所 太田市ホームページ(スポーツ施設管理課)

● 技術提案書質疑受付

- (1) 質問日時 令和2年5月11日(月) 16時00分まで
- (2) 提出場所 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課宛 電子メールによる
電子メールアドレス 017850@mx.city.ota.gunma.jp
- (3) 様式 技術提案作成要領で指定するもの。
- (4) 回答日時 令和2年5月15日(金) 16時00分予定
- (5) 回答方法 電子メールにて各提案者に質疑回答書を送信する。

● 技術提案書提出期限

- (1) 日時 令和2年6月8日(月) 16時00分まで
- (2) 提出場所 太田市運動公園市民体育館事務局(スポーツ施設管理課) 持参による
- (3) 提出部数 20部(折り込み、製本等をしないこと)

- (4) 提出書類 「(仮称) 太田市運動公園市民体育館建設事業設計・施工一括プロポーザル技術提案書作成要領」による

※ なお、今後の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の動向により、提出日時や提出方法等を変更する場合がある

● ヒアリング

- (1) 日 時 令和2年6月17日(水) 10時00分から

※ヒアリングの時間は、後日電子メールにて各提案者に連絡する。

- (2) 場 所 太田市役所 本庁舎6階 6A会議室

※ なお、今後の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の動向により、日時や場所を変更する場合がある

● 結果発表の予定

- (1) 日 時 令和2年6月22日(月)

※ なお、今後の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の動向により、日時を変更する場合がある

8. 選定方法

(1) 選定委員会

選定委員会は、有識者2名、関連団体代表1名、市民代表1名、行政1名の合計5名で構成する。

(2) 選定内容

提案者に対しヒアリングによる審査を行い、最優秀者1名、優秀者(次点)1名を選定する。ただし、提案者数によっては、ヒアリング審査実施前に1次審査を行い、ヒアリング審査を要請する業者を選定することがある。

なお、提案者が1名の場合においてもその提案内容を評価し、その結果が妥当であると選定委員会が判断した場合は、本プロポーザルは成立したものとする。

(3) ヒアリングの概要

①ヒアリングは、提案書の説明(15分程度)と選定委員会による質疑応答(15分程度)で行う。

②ヒアリング参加者は、参加申込書に記載されている配置予定の技術者の中から設計業務に携わる者および施工に携わる者、それぞれ2名を上限とし、合計3名を限度とする。

③提案書の説明に使用する資料は、技術提案書作成要領の様式のみとし、パソコン及び模型等の使用は不可とする。ただし、提出された提案書を拡大したボードを持参して、または会場に用意されたホワイトボードを使って説明を補うことは可とする。

(4) 評価

提出書類の評価項目及び内容は、「(仮称) 太田市運動公園市民体育館建設事業設計・施工一括プロポーザル参加表明書評価要領」及び「(仮称) 太田市運動公園市民体育館建設事業設計・施工一括プロポーザル技術提案書評価要領」のとおりとする。

(5) 審査結果

審査結果は、太田市ホームページに公表し、提案者に書面により通知する。また、提出された提案書は、それぞれ市役所本庁舎1階エレベーターホールに掲示する。

9. 業務内容等

(1) 契約の取扱い

当事業は、原則として特定された者と設計業務、工事監理業務及び各工事についてそれぞれ随意契約する。

10. 失格要件

次の条件のいずれかに該当する場合は、選定委員会に諮り失格とする場合がある。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

- (2) 「(仮称) 太田市運動公園市民体育館建設事業設計・施工一括プロポーザル参加表明書作成要領」及び「(仮称) 太田市運動公園市民体育館建設事業設計・施工一括プロポーザル技術提案書作成要領」に指定する作成様式、記載上の条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部及び一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

1 1. その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、計量法に定める単位とする。
- (2) 提出された提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属する。
- (3) 提出された提案書は、特定を行う作業等に必要な範囲において複製等を行うことができるものとする。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- (5) 提出された提案書は返却しない。
- (6) 太田市より受領した資料は、太田市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (7) 「設計・施工一括プロポーザルによる業者選定」は提案書を基に、業者を特定するもので、特定された提案は、設計の段階で発注者の指示により変更を求める場合がある。
- (8) 今後の社会情勢や財政状況の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。

1 2. 費用の負担

書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

1 3. 事務局

太田市役所文化スポーツ部スポーツ施設管理課
〒373-0817 群馬県太田市飯塚町1059番1
太田市運動公園市民体育館事務室
(電話) 0276-45-8118
(FAX) 0276-48-9710
(E-mail) 017850@mx.city.ota.gunma.jp

変更 令和2年4月20日
7. 日程 に追記
11・その他 に追記